

令和5年6月23日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
5 番	加 藤 明 由	6 番	佐 藤 仁 志
8 番	江 崎 貴 大	9 番	加 藤 克 之
10番	高 橋 八重典	11番	鈴 木 みどり
12番	早 川 公 二	13番	平 野 広 行
14番	三 浦 義 光	15番	佐 藤 高 清
16番	大 原 功		

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

4 番	堀 岡 敏 喜	5 番	加 藤 明 由
-----	---------	-----	---------

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	柴 田 寿 文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 下 正 巳
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小笠原 己喜雄
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図書館長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長	大 木 弘 己
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	村 田 健太郎
人事秘書課長	山 森 隆 彦	企画政策課長	佐 藤 文 彦
防 災 課 長	太 田 高 士	税 務 課 長	岩 田 繁 樹
収 納 課 長	細 野 英 樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	服 部 朋 夫
環 境 課 長	梅 田 英 明	市民協働課長	藤 井 清 和
観 光 課 長	浅 野 克 教	健康推進課長	山 守 美代子
福 祉 課 長	後 藤 浩 幸	介護高齢課長	安 井 幹 雄

児 童 課 長	飯 田 宏 基	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長 兼 十 四 山 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長 兼 い こ い の 里 所 長	中 山 義 之
産 業 振 興 課 長	上 田 忠 次	土 木 課 長	神 野 忠 昭
都 市 整 備 課 長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	水 谷 繁 樹
学 校 教 育 課 長	田 畑 由 美 子	生 涯 学 習 課 長 兼 十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	伊 藤 篤 由

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 野 智 雄	書	記	田 口 邦 郎
書	記	川 村 紀 子		

7 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第20号 弥富市税条例の一部改正について
日程第 3	議案第21号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 4	議案第22号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
日程第 5	議案第23号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 6	議案第24号 令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	請願第1号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書

（追加日程）

日程第 8	議案第25号 工事請負契約の締結について
日程第 9	閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時00分 開議

○議長（平野広行君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、堀岡敏喜議員と加藤明由議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 議案第20号 弥富市税条例の一部改正について

日程第 3 議案第21号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 4 議案第22号 令和 5 年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 議案第23号 令和 5 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第24号 令和 5 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（平野広行君） この際、日程第 2、議案第20号から日程第 6、議案第24号まで、以上 5 件を一括議題とします。

本案 5 件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、高橋八重典総務建設委員長。

○総務建設委員長（高橋八重典君） それでは、総務建設委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会に付託されました案件は、議案第20号弥富市税条例の一部改正についてです。

本委員会は、去る 6 月15日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その結果、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

委員から通告にて、森林環境税とは何の目的で創設されたのかとの質問に、市側より、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税であるとの答弁がありました。

また、委員から、弥富市はこの森林環境税に対して幾ら入ってくるのかとの質問に、市側より、国税として納められた森林環境税は全都道府県及び市町村に対し、その自治体の私有林人工林面積、林業就業者数及び国勢調査人口に応じて森林環境譲与税として譲与されます。令和 4 年度に弥富市に譲与された金額は464万4,000円であるとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て討論に入り、議案第20号について、森林環境税に関して住民税に 1 人当たり年間1,000円を乗じて徴収する仕組みについて、地球温暖化対策で温室効果ガス排出の原因者に相応の負担を求めているのはおかしい。一方で、

所得が高くても低くても課税額は同じという逆進的な税になっているとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第20号は賛成多数で原案を了承したことを報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、江崎貴大厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（江崎貴大君） 厚生文教委員会の委員長報告をいたします。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第21号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についてです。

本委員会は、去る6月16日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

委員から通告にて、最高税額が上がり、2割軽減、5割軽減の範囲が広がるということだが、最高税額、2割軽減、5割軽減の該当者数はそれぞれ何人から何人になる予定かとの質問に、市側より、所得は令和4年度、税率は令和5年度で試算した見込みとなります。国民健康保険税、後期高齢者支援金等分の課税限度額該当者数は427人から337人となり、50人の減少。国民健康保険税2割軽減の該当者数は992人から1,024人となり、32人の増加。国民健康保険税5割軽減の該当者数は1,023人から1,047人となり、24人の増加となりますとの答弁がありました。

また、委員から、国、県、被保険者の負担割合はどうかとの質問に、市側より、5割軽減、2割軽減の増加額分の補填負担割合は、国、被保険者の負担はなく、負担割合は愛知県4分の3、弥富市4分の1となりますとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

すみません、訂正をいたします。

市側より、所得は令和4年度、税率は5年度で試算した見込みとなります。国民健康保険税、後期高齢者支援金等分の課税限度額該当者数は、427人から337人となり、90人の減少となりますとの訂正をいたします。すみません。

以上で、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、高橋八重典予算決算委員長。

○予算決算委員長（高橋八重典君） それでは、予算決算委員会委員長報告をさせていただきます。

予算決算委員会に付託されました案件は、議案第22号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第2号）をはじめ3件です。

本委員会は、去る6月19日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第22号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第2号）から議案第24号令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上3件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、議案第22号について、新型コロナ対策事業として、高齢者への支援策、また温室等を使う施設園芸農家等、電気料金、肥料代、燃料代などの値上がりで経営が悪化している事業者への支援等の検討はなかったのかという質問に対し、市側より、広く市民及び事業者に直接的効果を及ぼすライフラインの一つである、水道料金の基本料金免除を実施することとしました。また、農家負担への支援策である、国や県が行う燃油や肥料の価格高騰対策については、あいち海部農業協同組合の協力の下、現在も引き続き申請等の手続を行っているとの答弁がありました。

また、委員から、議案第22号について、防犯設備管理事業について、どのような内容内訳であるか、特殊対策等、補助もあるのかとの質問に、市側より、特殊詐欺被害の未然防止を図るため、65歳以上の高齢者が特殊詐欺対策機器等を購入する場合にその費用の一部を補助するものです。補助対象となる機器は固定電話に取り付け、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する通話録音装置や、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動的に判断し、着信を拒否または通知する機能を有する着信拒否装置、通話録音装置の機能または着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機であり、補助金額は対象機器購入金額の2分の1、補助上限額は6,000円ですとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第22号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第2号）については、水道料金基本料金を4か月無償にすることや学校給食費の増額分を市が見ていくことは、市民にとってプラスになるとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第22号から議案第24号まで以上3件は、全員賛成で原案を了承したことを報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

那須英二議員。

○２番（那須英二君） ２番 那須英二。

通告に従いまして討論を行います。

私からは、議案第20号弥富市税条例の一部改正についてでございます。

この今回の改正の中には、復興特別税の廃止に伴ってそれと同額の年額1,000円の課税が森林環境税として行われるということでございます。

この特別復興税と特別復興所得税の区分は分かりにくいですが、今回、この復興特別税の代わりに出てきたものが森林環境税ということになってきています。

同じ目的税である復興特別所得税は、復興特別所得税の2%から1%、約半分の約2,000億円を軍事費に転用することが言われています。

対して、森林環境税とは、2019年度から先行して各地域への森林環境譲与税として配分を行っている財源になるということでございます。この譲与税は間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進など森林整備の費用に充てることが目的となっています。

しかし、この3年間で自治体に配られた金額は約840億円ですが、この全体の47%が現在使われていないということでございます。千葉県の上総村では、3年間で約305万円交付されましたが、森林がほぼなく使い道に困っているという報道がありました。三重県の度会町では面積の85%ほどが森林面積となっておりますが、森林環境譲与税は6,300万円余り入ってきたといいます。しかし、その9割近くの5,500万円余りが活用されないまま基金として積み立てられております。

この弥富市では、464万円ちょっとが譲与税として入ってきましたが、活用は栄南小学校の木造ロッカー設置などの活用にとどまっているという状況です。しかも、この森林環境税については、非課税の方は徴収されないということはあるんですけども、減免はなく、一律1,000円取られる国税となっています。

確かに、森林整備により温暖化防止など環境改善、あるいはそれによる土砂災害、水害を防ぐという防災機能という部分については必要だと思います。しかし、それは別に新たに森林環境税として課税するのではなく、今ある財源から国が交付すればよいだけであり、復興税を軍事費に転用するくらいならば、その分を回すだけで十二分に対応可能だと考えます。

よって、新たな課税は必要ないと考え、反対討論とします。ぜひ皆さんにはそのことを考えていただいて、賛同していただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

議案第20号弥富市税条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

森林環境税は国税ですが、今回の条例改正のように市税と一緒に弥富市が徴収することになります。これを機会に木曽川上流の森林環境があつての弥富市であると、弥富市の豊かな水環境は上流の森林環境と一体であることを市民の人たちにも理解していただくことが有益じゃないかと思います。

弥富の水田、金魚池、トマトの全ての水源は森林です。木曽川の豊かな水がふんだんに使えることが、ニッケの羊毛工場など工場が弥富市に進出した条件であり、弥富市の都市化の原動力になりました。ぜひ、これを機会に、歴史民俗資料館においても地球の気候変動、温室効果ガス、SDGsも踏まえて弥富市と上流の森林環境の密接な関係を展示や啓発していただきたいと思います。

平成23年から、木曽川源流の地である長野県木曽郡木祖村から、最下流域の弥富市を含む愛知県、岐阜県、三重県、長野県の4県46市町村で構成される木曽三川流域自治体会議に参加しています。弥富市でも、令和4年7月2日、長野県木曽郡木祖村で開催されたマラソン大会で、弥富市の魅力を知っていただくために金魚すくいを行い、子供から大人までたくさんの方々に金魚すくいを楽しんでもらい、金魚すくいを通じて弥富をPRすることができました。

今後は弥富の子供達が実際に森林を訪ねてみるとか、そういうような上流と下流の交流や、森林の林産物、例えば、木材、木工品、シイタケ、キノコなど、弥富の行事に招待するなど、上流と下流の交流事業を行ってほしいと思います。

以上の理由で、条例改正案の賛成討論とします。以上です。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第20号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号から議案第24号まで、以上4件は原案のとおり決することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第24号まで、以上4件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 請願第1号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付すること  
を求める請願書について**

○議長（平野広行君） この際、日程第7、請願第1号を議題とします。

請願第1号に関し、審査の経過と結果の報告を総務建設委員長に求めます。

高橋八重典総務建設委員長。

○総務建設委員長（高橋八重典君） 総務建設委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会に付託されました案件は、請願第1号インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書です。

本委員会は、去る6月15日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に紹介議員より趣旨説明があり、委員から、現在、津島税務署においてもインボイス制度の説明会が開催されており、多くの免税事業者が登録申請を行っている。このタイミングでの請願書を提出された理由はとの質問に、紹介議員より、10月からインボイス制度が始まる直前で、今でないといけないという請願者の判断であるとの答弁があり、続けて委員から、請願書にインボイス登録をしないと回答したら3月で契約が打ち切られたという事例が出ているとありますが、免税事業者外しがあからさまに行われる可能性は少ないと思いますがどのような見解かとの質問に、紹介議員より、現在、免税事業者と取引する場合、発注側が消費税を負担する、あるいは、免税事業者が課税事業者になるのどちらかである。発注側が消費税を負担するのが嫌だから免税事業者との契約を打ち切るのはルール違反であるが、免税事業者であり続けている事業者が別の理由と告げられ、契約を打ち切られる事案が多々あると聞いているとの答弁がありました。

また、委員から、インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）で、制度導入の延期を強く求めているが、延期を求めるものなのか、それとも中止を求めるものなのか。もし延期を求めるのであればいつまで延期を求めるのかとの質問に、紹介議員より、意見書（案）に延期とありますが請願としては中止ですとの答弁があり、続けて委員から、インボイス制度は補助金がありますかとの質問に、紹介議員より、インボイス制度の導入する中小企業のために補助金の支援があります。インボイス制度に対応した会計ソフトやパソコン等の導入する場合には、IT導入補助金及び小規模事業者向けの持続化補助金などがありますとの答弁



がありました。

以上のように、付託された請願に対する質疑を経て討論に入り、弥富市議会として国に対して中止を求める意見書は出せないと判断しました。様々な支援というものは国がすべきであり、弥富市として何らかの支援をする手だてがあればするべきだと思いますが、請願に対する表決としてはそういう気持ちを表明した上で反対と言わざるを得ないとの反対討論があり、現在、年間売上高1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務はありませんが、適格請求書、インボイスを発行するにはどれだけ売上高が少なくとも課税事業者となる必要があるため新たに消費税を負担することになります。新型コロナや物価高騰をくぐり抜け、頑張ろうとしている中小零細企業者やフリーランスの人たちにとって、インボイス制度は大きな経営の妨げになるとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択と決定されましたことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

最初に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

請願第1号インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について、賛成の立場で討論します。

請願書は、コロナ禍の影響や急激な物価高騰が事業経営の圧迫、地域経済の停滞悪化を招いている状況の中で、インボイス制度が小規模事業者に新たな税負担や苛酷な実務負担、さらに、インボイス登録をしないと取引解除されるという窮状を理由に請願されています。

弥富市内の事業者や市民にとっても、このタイミングでインボイス制度の実施は極めて地方の経済、暮らしに大きな影響があり、憂慮すべきことだと思います。

実は、私自身は総務建設委員会の時点では、以下に述べることについて調査・検討不足により請願に対して問題が大きく、請願者の気持ちは酌みたいが、いま一つ賛成しかねるという理由でやむを得ず反対しましたが、その後、十分考慮した結果、やはりこのインボイス制度の実施が市民の生活と経済に与える影響は看過できないので賛成させていただきたいと思います。

その理由なんですけれども、消費者が業者に支払った消費税の一部が、納税されずに業者

の利益となってしまうということを、インボイス制度導入を根拠として政府が繰り返し主張してきましたが実は誤解があります。というか、誤解させられてきたことが今回調べて分かりました。

消費税が導入された平成元年に、サラリーマンが東京と大阪で裁判を起こしています。判決は、消費者は消費税の実質的な負担者ではあるが、消費税の納税義務者であるとは到底言えない。消費税の徴収義務者が事業者であるとは解されない。したがって、消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を消費者との関係で負うものではない。つまり、消費税は物価の一部であり、預り金ではないと判決ではっきり言っています。この判決は控訴しなかったことで確定しました。

そもそも、今述べたような預り金ではないとはっきり言っているのはほかでもない税務署側、国側です。さらに、今年の衆議院内閣委員会で、消費税は預り金でないため益税は存在しないことを政府が認め、その導入根拠は根底から崩れました。消費税は、預り金でも、預り金的でもない、言わば第二の事業税ともいうべき税金です。消費税を納めているのは消費者ではなく事業者です。ゆえに、免税事業者が消費税を横取りしているということはありません。

現在、雇用状況は極めて厳しく、なかなか正規に雇用していただけない。従来、雇用契約で行われていたものが委託契約に切替えが進んでいます。自ら望んで事業者になったのではなく、雇用されるべき人が自ら望まずに個人事業主という立場に追い込まれています。例えば、オンラインで食品を注文すれば配達してくれるというのも、実際に配達している方は雇用者ではなく個人事業者ということになります。その他、様々、いわゆるフリーランスと言われる人たちが、このインボイス制度によって新たな事務負担と経済負担にさらされるのは、この弥富の地域の暮らしと経済においても大きな影響があり、深く憂慮するものであります。以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 次に、三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） 14番 三浦義光です。

私は、反対の立場から討論させていただきます。

10月1日までに残り3か月余り、もうそれほど時間はないと認められます。制度実施への事業者への対応はもう始まっており、なぜ、この差し迫った時期に請願を出されたのか。せめて昨年一般質問で問題視した直後に請願が出されておれば、もう少し深い議論ができたのではないのでしょうか。インボイス登録をしないと回答したら3月で契約が打ち切られたとありますが、実際、そういうことが多く起きているのでしょうか。現時点では、本当にいわゆる免税事業者外しが、あからさまに強い意思を持って決めている取引業者がいるとは思えま

せん。こうなるだろう、こうなってしまうのではないだろうかといった推測、憶測の段階では議論になりません。多くの企業を対象にしたアンケート調査でも、結果はこれまでどおりの取引という回答、または方針を決めていないという回答の割合がほとんどを占めております。

国においても、課税業者に対し、インボイス制度の経過措置を打ち出されております。適格請求書発行事業者以外の方から仕入れても、その経過措置を適用できるとされております。また、免税事業者に対しては、インボイス発行事業者になっても支援措置が出されており、納税額の軽減、補助金の上乗せなどがあります。市長も昨年度、6月議会の答弁にあります。が、どんな業種の取扱いも法令順守を前提ということをおっしゃっております。

まだまだ始まっていない制度に対し、私自身、免税事業者の個人事業者であり、情報集めがまだまだ不完全ではあります。税制改正も今後の状況でまだまだ変わってくるのかもしれない。今は個人事業者の方は、慌てず冷静に判断をしていてもらいたいと思います。

このようなことから、請願は憶測の域から出ておらず、まだまだ問題視されているわけではないことから反対とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

インボイス制度の中止を求める請願に対して、賛成の立場で討論とさせていただきます。

このインボイス制度の問題は大きく2点あると思います。

まず1つは、本来非課税並み、免税されるべき低所得者の方に課税される悪法だという点です。

消費税導入後、平成16年に事業者免税点制度の上限が売上高3,000万円以下から1,000万円以下に引き下げられました。今回はこのインボイスによって、売上高1,000万円以下の人たちからも課税するということになりかねない状態です。売上高1,000万円というのは、仮に多く見積もって20%の利益率だとしても年収200万円、年収ですよ。そこから税金が引かれるわけですから所得で言えばさらに低い状態と、生活できないレベルのところに、このインボイス制度のおかげで増税ということにつながります。

下請企業などから立場の弱いところがあり、このインボイスに登録しなければ元請から契約を切られてしまう可能性もあり、実際にこの請願を出されている民主商工会はそういった相談があるということでもございました。先ほど、三浦議員が反対討論しておりましたけれども、そういった可能性じゃなくて、そういう現実があるということでもございます。インボイス登録の有無により、これを理由に契約を打ち切ること自体は下請法違反とされておりますので、実際には別の理由をもって打ち切るという事例が出てきていると、現に起こっているということでもございます。下請契約の打ち切りは、イコールその企業の廃業につながりかねな

いものとなります。また、仮に元請が受けたとしても、この元請の負担、あるいは価格転嫁という形で国民に跳ね返ってくる。簡単にいえば、弱者に負担増ということになります。多くの中小零細企業が生きるか死ぬかの瀬戸際にあるのに、追い打ちをかける悪法だということでございます。

2点目といたしましては、クリエイター、声優等の新人が活躍しにくくなる、文化を育みにくくなるという点でございます。

国会でも日本共産党の田村貴昭議員が質疑に立っておりましたが、声優、俳優らが所属する日本俳優連合が声明を出しております。

漫画家の2割が廃業する。その2割の人たちは売れない人たちではなく、これからヒットを出すはずの新人なんだと、例えば、有名な「鬼滅の刃」や「SPY×FAMILY」なども、読み切りの段階で漫画家としての道を諦めてしまう、辞めてしまう、そんな可能性を含んでいるということでございます。これがどれだけの損失なのか、取り返しがつくものではありません。声優でも同じく、先日、Zガンダムのエマ役で知られる岡本麻弥さんが、涙ながらにこのインボイス制度の中止を求めるという記事がございました。声優の約30%が廃業を検討するといったデータがあるそうです。これから売れるかもしれない人たちの潰してしまいかねない悪法だと言えます。

よって、このインボイス制度は即刻中止するべきとこの弥富市議会からも声を上げていく必要があるんじゃないでしょうか。ぜひ皆様にはそのことを考えていただき、賛同いただければというふうに思います。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 4番 堀岡でございます。

請願第1号インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について、反対の立場から討論をいたします。

原稿に入る前に、そもそもインボイス、複数税率を施行している国では当然、税率によって請求書を分けるというのは当たり前のことだと思いますし、消費税が導入された段階から日本のほとんどの事業者は消費税と商品の売上高、税率を提示して、分けてやっているのは当然のこと、これが複数になれば複数にすることは制度として当然だとまずっておきます。

最初に前提として頭に入れておきたいのは、事業者間で消費税を払ったり受け取ったりしても、最終的にはプラスにもマイナスにもならないということであります。例えば、1,000円の商品を売った場合、100円の消費税を預かります。その商品の仕入値が500円だったとし

ますと50円の消費税を支払っておりますから、税金分としては100引く50で50円が手元に残りますが、それを国に納めるわけですから事業者にとって損にも得にもなりません。この受け取った消費税から支払った消費税を差し引いて納めることを、御承知のとおり仕入税額控除と言っております。売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額を伝えるインボイスの導入により、買手側の転嫁拒否といった不当な値下げ行為を是正をし、売手側にとっては価格転嫁がしやすくなるため、複数税率下においても適正な取引や公平な税負担を確保するために必要な制度と考えます。

免税事業者が取引から排除されかねない。事務負担が複雑になるといった懸念の声を踏まえ、課税事業者への転嫁の要否を見極めながら対応を決めてもらえるよう、インボイス制度の導入までに4年間の準備期間を設けてきており、そこからさらに6年間、免税事業者からの仕入れについて一定の仕入税額控除を認めることとしております。こうした経過措置を設けたことにより、個々の事業者への影響を極力緩和することができると考えます。

その上で、仕入税額控除を受けるためのルールとして、インボイス方式の必要理由は、1つ目に、取引における消費税額を正確に把握をするため。2つ目に、正確な税率を確認するため。3つ目に、不正やミスを防ぐための3つとしております。とりわけ、預かった消費税の一部が国に納められず利益として手元に残ることを防ぐことにもつながり、消費税制度に対する信頼は高まります。免税事業者に対し、課税事業者からの取引についての懸念がございしますが、それがこのインボイス制度を中止する理由とは考えられません。

消費税の取扱いを透明にするために、誰が、いつ、何を、税率何%で合計幾ら販売したという明細を記したインボイスは必要であります。インボイス制度の導入により、正確で不正のない経理処理による消費税の納入を期待します。

以上のことから、本請願について不採択とすべきと考え、反対討論といたします。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

請願第1号の趣旨に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立少数と認めます。

よって、請願第1号は不採択と決定されました。

本日、安藤市長より議案第25号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第25号 工事請負契約の締結について

○議長（平野広行君） この際、日程第8、議案第25号を議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日、追加提案し、御審議いただきます議案は法定議決議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第25号工事請負契約の締結につきましては、弥富北中学校長寿命化改良工事施行のため、必要があるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第25号工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

内容につきましては、1. 工事名、弥富北中学校長寿命化改良工事。2. 工事場所、弥富市鎌倉町地内。3. 請負契約金額、9億1,850万円。4. 請負契約者、大栄建設株式会社。5. 契約の方法、5名の一般競争入札でございます。

弥富北中学校長寿命化改良工事施行のため、契約を締結するものでございます。以上でございます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 議案第25号工事請負契約の締結について質疑をさせていただきます。

今回、北中の長寿命化工事について、落札率が97.8%ということでした。この水準が、このすぐ前に行われた弥生小学校、桜小学校の落札率に対してどのような結果になっているのでしょうか。お願いします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 過去の長寿命化改良工事の落札率について答弁申し上げます。

桜小学校につきましては、落札率98.74%、弥生小学校につきましては、98.85%。

本件、弥富北中学校について、97.87%ということでございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 落札率は変わっておらずということですが、本当に最近この落札率が100%に近いという状況になっておりますので、入札についてはこちらからどうこうということではないですけども、やはりこうした90後半というのを維持しているということは疑われやすいですので、ぜひ努力していただけることを求めています。以上です。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第25号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第9 閉会中の継続審査について

○議長（平野広行君） 日程第9、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって令和5年第2回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後2時46分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 加 藤 明 由